燃えない 倒れない 災害に強い街を目指して

区では、老朽化した建物の建て替えや解体をする際等の助成・支援制度を充実させています。ぜひ、活用してください。

各種制度には、対象・条件等があります。必ず事前にお問い合わせください

不燃化特区の助成制度

震災等で大きな被害が想定される木造密集地域のうち、特に改善が必要な地域が「不燃化特区」として指定されています。

区では、「不燃化特区」（**右地図**）内の老朽化した建物を建て替え・解体する際に助成金等の支援を行っています。

詳細は、荒川区ホームページ（**右**の二次元コード）をご覧ください。

期　間　令和８年３月31日㈫まで

対象地域　地図内

問合せ　指定があるもの以外は住まい街づくり課防災街づくり係☎（３８０２）４３２４

老朽木造建築物の建て替えを支援

老朽木造建築物の解体費、設計費・工事監理費・建築費を助成します。

建て替え前

建て替え後

老朽建築物の解体を支援

老朽建築物の解体費を助成します。

住み替えを支援

老朽建築物を除却し、民間賃貸住宅に転居する方に、引っ越し費用や礼金・仲介手数料、家賃（３か月分）を助成します。

専門家を派遣

建て替えや解体を検討している方に、弁護士・建築士・司法書士等の専門家を無料で派遣します（年度内５回まで）。

固定資産税・都市計画税を減免

建て替えをした住宅や防災上危険な老朽住宅を取り壊した後のさら地で、要件を満たす場合に税額を減免する制度があります。申請方法等の詳細は、お問い合わせください。

問合せ　荒川都税事務所　☎（３８０２）８１１１

空き家対策の助成制度

老朽化した空き家は、大規模地震による倒壊や火災の発生、延焼につながるだけでなく、近隣の方に危害を加える恐れがあります。空き家を所有している方、住まいの今後を考えている方は、ぜひ、相談してください。

詳細は、荒川区ホームページ（**右**の二次元コード）をご覧ください。

申込み・問合せ　指定があるもの以外は、住まい街づくり課防災街づくり係　☎（３８０２）４３０４

空き家相談会

区内に所有している空き家に関するさまざまな悩みを、専門相談員に相談できます。

期　日　７月24日㈭

時　間　午後２時30分～４時30分

会　場　区役所北庁舎２階201会議室

定　員　８組(申込順)

申込方法　電話で、住まい街づくり課防災街づくり係

空き家の利活用を支援

空き家を活用して、地域交流の活性化等、地域に貢献する事業を行うための改修工事費用を助成します。

問合せ　住まい街づくり課住宅係☎（３８０２）４３０３

老朽空き家の除却を支援

昭和56年５月31日以前に建築された１年以上空き家となっている建物で、区の現場調査等により倒壊等の危険性があると診断された場合に、解体工事費用の一部を助成します。

耐震化の助成制度

大規模地震による建物の倒壊から生命と財産を守るため、建物の耐震化を進めましょう。

詳細は、荒川区ホームページ（**右**の二次元コード）をご覧ください。

問合せ　住まい街づくり課住宅係☎（３８０２）４４５４

木造住宅の耐震化を支援

平成12年６月以前に建築された木造の戸建住宅等や、活用を検討している空き家に対して、耐震診断や耐震補強等の耐震化にかかる費用を助成します。

耐震シェルター等の設置を支援

平成12年６月以前に建築された木造の戸建住宅等に対して、１室（リビング等）を耐震化できる耐震シェルターや、震災時に安全な空間を確保できる防災ベッドの設置費用を助成します。

ブロック塀等の撤去を支援

道路等に面する危険なブロック塀等（高さが1.2m超え）の撤去費用を助成します。

その他の取り組み

住宅資金の融資をあっせん

住宅の耐震補強工事や、老朽住宅を耐火性の高い住宅に建て替え等をする際に必要な資金の融資をあっせんし、利子の一部を補給します。

問合せ　住まい街づくり課住宅係　☎（３８０２）４４５４

家庭の震災対策を支援

強い揺れを感知したときに、自動的に電気を止めて電気火災を防ぐ「感震ブレーカー」と、家具類の転倒・落下・移動防止対策器具の設置工事費・器具購入費を助成します。

問合せ　防災課防災事業係　☎内線４１８

狭い道路の拡幅を支援

災害時の避難が円滑に行えるよう、道幅が４m未満の道路の拡幅に協力した場合に、後退用地等における障害物除却や整地の費用を助成します。また、私道では、拡幅整備で電柱を移設する場合の費用も助成します。

問合せ　建築指導課細街路整備係　☎（３８０２）４３８４

マンション防災対策の助成制度

大規模地震が発生すると、マンション特有の被害を受ける可能性があります。発災後も住み慣れた環境で生活を続ける「在宅避難」を行うために、普段から自助・共助の備えをしましょう。

詳細は、荒川区ホームページ（**右**の二次元コード）をご覧ください。

問合せ　住まい街づくり課住宅係☎（３８０２）４４５４

分譲マンションの防災対策を支援

在宅避難ができるよう、分譲マンション管理組合に対して、防災対策工事や防災資器材配備、共同備蓄品購入の費用を助成します。

分譲マンション管理組合に専門家を派遣

防災マニュアルの作成や防災訓練の実施等の防災対策、大規模修繕等の適正管理について相談できる、マンション管理士等の専門家を無料で派遣します。

耐震アドバイザーを派遣

昭和56年６月以前に建築された分譲マンションを耐震化するための工法・概算工事費等について相談できる、耐震アドバイザーを無料で派遣します。